

# 瀬戸内トラストニュース

第85号 2025年2月

環瀬戸内海会議事務局 〒700-0973 岡山市北区下中野 318-114 松本方 TEL&fax 086-243-2927

## 環瀬戸第36回総会 7.12~13、広島県三原市で

環瀬戸内海会議の2025年は年明け早々、1月8日に環境省ヒアリング（4~5頁をご覧ください）、1月11日には広島県三原市本郷の産廃処分場視察と処分場に反対する地元の方々との交流と、慌ただしいものとなりました。

1月8日（水）には近藤昭一衆議院議員の仲介により、環瀬戸役員（湯浅共同代表と青野幹事）が衆議院議員第二議員会館を訪れ、環境省職員に「生物多様性」に関わるヒアリングを行いました。

1月11日（土）には、環瀬戸役員（湯浅共同代表、石井共同代表、西井副代表、青野幹事）が「三原・竹原市民による産廃問題を考える会」のお世話で、三原本郷産業廃棄物最終処分場の見学と情報交換をさせて頂きました。

そして、地元の方のご協力を得て、環瀬戸内海会議第36回総会は「ストップ！「安定型」産廃処分場～廃棄物処理法の改正を！！」をテーマに、三原市で開催することになりました。



三原市と竹原市の分水嶺にまたがる広大な処分場



25.1.11 集会場にて、会員の皆さんと交流会

### 目次

《広島県》 産廃ワースト県で問題となっている本郷処分場（三原市）現地から	岡田和樹	2~3
1月8日、「生物多様性」に関わる環境省ヒアリング	湯浅一郎	4~5
P F A S 水道水質基準だけでは不十分	末田一秀	6~7
《岡山県》 吉備中央町 P F A S 汚染問題の経過と課題	小倉博司	8~9
山陽新聞1面25年1月29日付 岡山・吉備中央 P F A S 血中濃度「高い」		10
《岡山県》 30by30の真の実現に向けて~玉島の小さな団体の大きな取組み~	西井弥生	11
《山口県》 上関町の間貯蔵施設建設計画の今	三浦 翠	12
『瀬戸内法50年-未来への提言-』その後	西井弥生	13
奄美からの土砂搬出阻止で辺野古埋立てを止めよう	阿部悦子	14~15
いんぷおめいしょん 第36回総会開催（予告） 各地から 事務局から		16

# 繰り返される公害を食止めるのは私たち

～ 産廃ワースト県で問題となっている本郷処分場(三原市)現地から ～

三原・竹原市民による産廃問題を考える会 岡田和樹

ゴミが自然に還らない有害物となり、全国で公害を引き起こしてきた。その度に住民が被害を受けて立ち上がり、解決を求めてきた。しかし目先の経済性が優先され、課題解決は後回しされ、今なお次なる汚染が繰り返されている。現在、全国三位の産廃処分場立地がある広島は各地から産廃が集まり、川下に住む私たち住民に、汚染と実被害をもたらしている。この産廃による公害は、社会全体が形成する問題であり、全ての人に関わる課題だ。新たな化学物質が大量に生産され、ますます汚染物の種類や量が増加する中、健康で豊かに生きていく上で、もうこれ以上同じ公害を繰り返す余地はない。産廃処分場は現代の公害の集積地とも言える。住民だけでなく全国民の課題として、ともに考え行動するときだ。未来のいのちと豊かな自然のために。

## ◆市民 8 割の水道水源を守る闘い

～経験値の高い産廃業者 VS ゼロからの住民

役立たずの国法、弱腰行政、裏で動く政治～



25. 1. 17 広島ホームテレビ  
デジタル版より

2012年に三原・竹原の市境付近の土地が宗教法人に買収された。この土地は県会議長を務めた県議が所有していた。住民は産廃が来るとは知らず、産廃処分場の事前協議書が出て初めて知ることになる。宗教法人は産廃業者と一体、事前協議の段階で宗教

法人から産廃業者 JAB 協同組合に所有権が移された。

土地一帯は三原側と竹原側の分水嶺に位置し、下流河川は両市民の 8 割の市民が使用する水道水源にあたる。のみならず処分場直下では井戸水生活者も多く、上水を引いていない家もあり、その水源汚染は死活問題である。計画判明の直後から、直下住民はじめ両市民とともに計画に反対する会を立ち上げ、4 万 3 千人の反対署名提出をはじめ、各連合会や自治会による多数の反対要望を提出。両市議会に働きかけ、懸念を示す請願を県に提出。地質学者や生態学の専門家からも汚染を懸念する反対意見書が提出された。

しかし広島県は一貫して民意を汲み上げず、県の裁量を放棄し、「国の法律に則り、書面が整えば許可しなければならない。」と繰り返した。許可判断の中でも、県が招集した有識者からの井戸水生活者の懸念をも棚上げにして許可した（現在裁判で、許可判断の過誤欠落による県の違法性が問われている）。一番の問題は、行政が守るべき弱い立場の住民の盾になるのではなく、住民が訴えた汚染や業者の資質への懸念にも、廃掃法を根拠にフタをし、業者に有利に働いてしまったことである。

県に対し当初から、日本国憲法に規定された生存権を県に問いかけてきた。しかし、「どこかが引き受けなくてはならない。廃掃法による産廃立地を進めることも県の務め」との姿勢は変わらなかった。そもそも廃掃法は 50 年前に産廃立地を進めるために整備された法律であり、「適正処理による生活環境の保全と公衆衛生の向上」は形骸化している。また、当時の有害項目の基準で運用しているため、放射能や PFAS、マイクロプラスチック等、新たな汚染は考慮されず、さらに安定型産廃処分場は水質汚濁防止法の適用まで除外され、まさに公害が起きるべくして起きる状態にある。

ほかにも、同じく産廃業を営む当時の市長は議会答弁で「住民の不安は妄想だ」と発言。一部県議が業者と住民との間で動き、地元国会議員秘書が産廃業者側で、井戸水生活者を訪問する動きもあった。

## ◆住民が訴えてきた不安はすべて現実

～操業開始からわずか半年

強烈な異臭と河川の汚染がはじまる～

業者の計画では、産廃は県内5割、県外5割の搬入とされていた。現在遠くは千葉からも搬入されている。運送途中にも多くの処分場が立地しているのに、運送費と人件費をかけ広島へ持ってきているとは、それほど好条件がそろっているのではないかと考えてならない。また本郷処分場には重量計も未設置、どれだけの産廃物が処分されているのか実態はわからない。また、廃掃法に規定される搬入時の展開検査も行われていないことが度々確認され、広大な素掘りの土の上に産廃が直接投棄されている。

操業開始からわずか半年、処分場下部の水路から硫黄臭や薬品臭が漂い、泡水が流れ出るようになった。その後、広島県はBODの基準値越えで操業停止を指導。しかし業者は指導を無視して搬入し、県は異例の警告を出すことに。だが県は業者側の改善報告書のみで、原因究明を行わず操業を許可した。翌年はさらに汚染が深刻化。場内は異臭が立ち込め、河川は一面泡だらけの状態に。県の年に一度の法定検査で鉛が検出され、2度目の操業停止になる。しかし県は河川の汚染は「自然由来」と業者側と同じ説明を行い、未だに県による原因究明は行われていない。

先祖代々から安心して飲んでいたおいしい水も、自由に使えていた川の水も、今では異臭を放ち、泡立ち、川底には真っ黒のヘドロが溜まるようになっていく。昨年は、「川が死んでしまった。泡水を田んぼに入れることはできない。」と、下流5軒の農家が作付けを断念せねばならなくなった。実被害と不安が広がる中で、地元JAでは下流30軒の農家のお米を重金属検査するという異例の事態に。最優先である浄水享受権や生存権が次々と侵害されている。

## ◆広島県で初確認

### 福島周辺12都県からの産廃搬入

～8,000 ベクレル以下は

各地の処分場で受け入れるよう指示～

このように汚染が深刻化する本郷処分場で、2022年から国が特措法で指定する12都県からの産廃が搬入されていることが広島県への開示請求で分かった。国は現在、福島原発事故由来のセシウム134と137についての放射性濃度の合計が1kg当たり8,000ベクレル以下であれば、各処分場で受け入れるように指示を出しており、広島県では本郷処分場での埋立て処分が初確認された。実測されていない産廃物が、業者の申立書のみで形式的に判断されて搬入されている。

## ◆さいごに



現在、私たち住民は水質の行政検査や、水源保全条例の制定を実現し、環境手続き条例の整備を求めている。さらに水質検査や科学的根拠をもとに、本郷処分場の許可取消を求め裁判を行っている。

しかし、国法や行政に住民のいのちや生活を保障するという観点が未熟であるため、非常に厳しい闘いが続いている。国や行政の姿勢、法律そのものを見直し、公害を抜本的に解決できるようにしなくてはならない。私たちは、きれいな水を取り戻し、本郷処分場との対峙の中で、大量生産とその捨て場をつくることの社会的問題をみなさんと共有し、生存と経済のバランスの取れた「いのち続く」社会を実現していきたい。(25.1.30)

岡田和樹：広島県三原市 農家、水辺教室講師、  
本郷処分場差止裁判原告団、ハチの干潟調査隊

# 1月8日、「生物多様性」に関わる環境省ヒアリング

## — 法体系の見直しを含む「横断的な社会変革」を追求したい —

環瀬戸内海会議共同代表 湯浅一郎

「瀬戸内法 50 年プロジェクト」の過程で、私たちは、生物多様性に関する「愛知目標」11 項目の「海の 10%を保護区にする」に対応して、瀬戸内海のほとんどの海域が海洋保護区になっていることを知った。根拠は、2012 年の「海洋生物多様性保全戦略」で定められた海洋保護区の定義に沿って、漁業法に基いて設定された共同漁業権区域を海洋保護区の一つとしたことによる。また辺野古埋め立ての政府交渉で、環境省は、「生物多様性国家戦略は、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本計画であって、個別具体的な事業について言及しているものではない」との立場を崩すことはなかった。これでは、「生物多様性の保全を目的」とした保護区を埋立てたり、保護区の中で海砂を採取するなどが容認されていくことになる。この矛盾をどう克服していいのかを模索すべく環境省ヒアリングを企画した。

ヒアリングは、近藤昭一衆議院議員（立憲民主党）の笹米地秘書を介して、2025 年 1 月 8 日、衆議院第二議員会館会議室で行った。

環境省からは自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室の生物多様性保全係長である福井俊介氏ら 3 人が出席した。当方は、今治からの青野さんと私である。

冒頭、私から「生物多様性の低下をくい止めるといふ点で環境省と私たちには共通の問題意識があると思うので、忌憚のない意見交換をさせていただきたい」と挨拶し、事前に送っていた質問事項に基づき約 1 時間、質疑応答した。

### 愛知目標の達成状況について

愛知目標の達成状況に関する生物多様性条約事務局への日本政府としての検討状況や最終的な報告文書がどのように公開されているのかを知ることがで

きたことは大きな成果であった。

まず 2018 年 12 月に「生物多様性条約第 6 回国別報告書」（注 1）を生物多様性条約事務局に提出している。それによると、保護地域は、陸・内域 20.3%、沿岸海域 8.3%であった。2020 年 12 月新たに沖合海底自然環境保全地域に 4 地域指定し、海が 13.3%となり、2020 年までの愛知目標は達成されたとされる。その後、2021 年 1 月 27 日には「生物多様性国家戦略 2012-2020 の実施状況の点検結果」（注 2）が公表されている。また各保護地域は国際データベース（世界共通）（注 3）に登録されており、それで全体としての保護地域がわかる。

環境省は、「保護区の制度は各種区域を生物多様性に資するものとして運用されており、統一的な規制があるわけではない。それぞれの目的に応じ省庁が海洋保護区を設定管理している。」「海洋保護区であるから新たな規制がかけられるものではない。世界各国でも多種多様な海洋保護区があり、対象区域ごとに運用されていくものとする」とした。

### 環境省は論理矛盾ではないか

しかし上記の結果、個々の海洋保護区では、例えば以下のような矛盾を放置することになる。

① 海洋保護区で埋立てや浚渫が起こりうる。

（山口県上関の中間貯蔵施設や原発建設、沖縄県浦添における那覇軍港移設埋立て）。

② 海洋保護区において海砂採取が行われている

（沖縄島での海砂採取海域には共同漁業権区域が含まれる）。

③ 福島第一原発の ALPS 処理汚染水の海洋放出が海洋保護区に近接して行われ、拡散される放射性物質は海洋保護区に流入している。

法的根拠が何であるかに関わらず、海洋保護区は

「生物多様性の保全」を目的として選んでいるはずで、保護区を管理するための方策が法的に担保されるべきである。この現状を放置しておいて生物多様性の低下を食い止め、保全していけるはずはない。個々の法律に基づいた施策では不十分であることを国会でも議論が必要ではないか。環境省がイニシアティブをとり調整役になってほしいと要請した。

## IPBES がいう「横断的な社会変革」とは何か

昆明モンテリオール生物多様性枠組み合意や日本の生物多様性国家戦略でも IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム）の地球規模アセスメントの「生物多様性の損失を止め、回復させるためには、経済・社会・政治・技術にわたる横断的な『社会変革』が必要である」が引用されている。「横断的な社会変革」とはどのようなものか？との問いに、環境省は「IPBES は科学者が科学的エビデンスを集積して様々な提案や主張をする機関。生物多様性枠組みはそれをルール作りのよりどころにしている。世界各国の努力にもかかわらず生物多様性は下がり続けていることから、場所を守るだけでなく消費活動から見直す必要があり、経済・行動変容などを新しい枠組みや国家戦略に盛り込むようになったと承知している」と答えた。こちらからは、「浪費型文明（化石

燃料への依存）を支える法律体系が存在し、埋立てや採石が公認されている。それらの法体系を生物多様性保全の観点から見直し、変えていかなければ保護していくのも難しいのではないかとしたことに、環境省は、「それぞれの目的で法律ができていますので、環境省だけでできるものではない。関係省庁との連携を進めていきたい」と答えた。

なお COP16 が開催されている 2024 年 10 月 28 日、国連環境計画（UNEP）と国際自然保護連合（IUCN）が公表した「保護された地球報告 2024」（以下、PPR2024）についてもやり取りをしたが、これは COP16 では報告された形跡はないことがわかった。ここでは省略する。

ヒアリングの後に、笹米地秘書と 4 月下旬～5 月連休明け辺りでの生物多様性に関する院内集会の開催をめざすことについて相談した。

### 注 1 生物多様性条約第 6 回国別報告書

<https://www.env.go.jp/press/106334.html>

### 注 2 「生物多様性国家戦略 2012-2020 の実施状況の点検結果」2021 年 1 月 27 日、生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議

<https://www.env.go.jp/content/900517328.pdf>

### 注 3 国際データベースに登録している日本の保護地域情報

<https://www.protectedplanet.net/country/JPN>

## 日本の陸域及び内陸水域における保護地域

生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果(2014年3月)

(<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives5/files/2013tenken.pdf>) において、以下のとおり整理されている。

### ○定義

生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的として、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域。

### ○対象区域

- ・自然公園（自然公園法）：国立公園、国定公園、都道府県立自然公園
- ・自然海浜保全地区（瀬戸内海環境保全特別措置法）
- ・自然環境保全地域（自然環境保全法）：原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域
- ・鳥獣保護区（鳥獣保護管理法）
- ・生息地等保護区（種の保存法）
- ・近郊緑地特別保全地区（首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律）
- ・特別緑地保全地区（都市緑地法）
- ・保護林（国有林野の管理経営に関する法律）
- ・緑の回廊（国有林野の管理経営に関する法律）
- ・天然記念物（文化財保護法）
- ・都道府県が条例で定めるその他保護地域

# PFAS 水道水質基準だけでは不十分

環境省 環瀬戸内海会議副代表 末田一秀

未規制の有害物質である有機フッ素化合物 PFAS については、本紙昨年 6 月号（トラストニュース 83 号）でもミニ特集を掲載し、各地の汚染状況が報告された。対策を迫られていた環境省は、PFAS のうち PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）と PFOA（ペルフルオロオクタン酸）について、昨年 12 月 24 日に開いた「PFOS・PFOA に係る水質の目標値等の専門家会議」で、水道水の暫定目標値としている合算で 50ng/L を正式な水質基準にする方針を打ち出しました。しかし、これで安心できるのでしょうか？

## ① 基準値案は高すぎる

アメリカ環境保護庁は、2024 年 4 月 10 日、PFOS、PFOA の飲料水基準をそれぞれ 4 ng/L と決めています。日本の基準案合算で 50ng/L という値は高すぎるのではないかと、従来から批判されています。この問題の第 1 人者、小泉昭夫京都大学名誉教授は、環境省が実施している 10 万組の父、母、胎児を対象にしたエコチル調査のデータを用いた信州大学の研究チームが昨年発表した研究結果では、約 2 万 5 千人の妊婦を対象にした調査で、血中 PFAS 濃度が高いと子供の染色体異常の発生が多い傾向が示されていることを指摘し、この研究をもとにすれば、アメリカの基準よりもさらに一桁厳しい基準にしなければならない、少なくともアメリカ並みの基準が必要と提言されています。

## ② PFOS・PFOA だけでいいのか

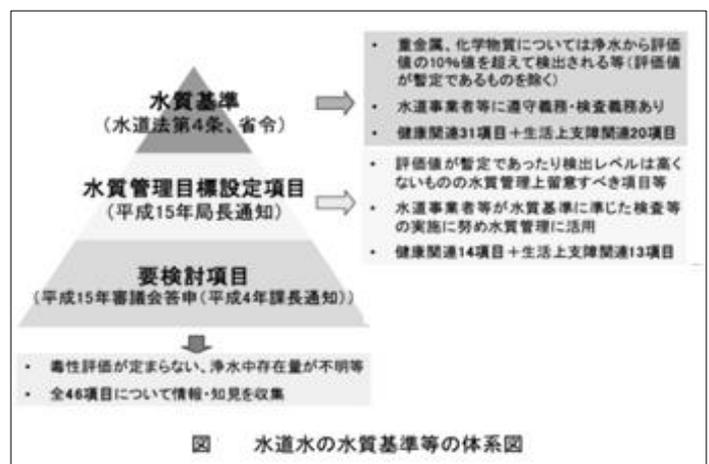
PFOS は 2010 年、PFOA は 2021 年に製造と輸入が原則禁止になり、たくさんある他の PFAS に代替されてきています。福知山市とその上流の京丹波町を流れる猪鼻川では、暫定目標値を超える PFOA が検出されていますが、同時に目標値が設定されていないものの海外では規制対象の「PFHxA（ペルフルオロヘキサ酸）」が高濃度で確認さ

れています。日本でも昨年 2 月以降、化学物質審査規制法で第一種特定化学物質に指定されて製造等が原則禁止になっている物質です。

全国的には 2023 年度に 214 地点の水道原水の測定が行われたところ 41 地点で検出され、3 地点では 50ng/L を超えていると報告されています。

国は、PFHxA を 2021 年度に水質基準の 2 つ下のランクに当たる要検討項目に位置付けていますが、今回の専門家会議でも「評価を行うために十分な知見は得られていないことから、現時点では指標値の算出は困難」とする内閣府食品安全委員会の評価書を根拠に、引き続き知見の蓄積に努めるとして、有効な対策を打ち出していません。

唯一救いなのは、多くある PFAS 関連物質のうち PFBS、PFBA、PFPeA、PFHxA、PFHpA、PFNA、GenX を PFAS 類として新たに要検討項目に位置づける



方針が示されたことでしょうか。

## ③ 施行は来年 4 月

水道水質基準が定められると言っても、手続きはこれから。実際の施行は来年 4 月が予定されています。

2024 年 5 月に、環境省と国土交通省が、都道府県や水道事業者などに対し全国の水道施設約 1 万 2000 カ所の PFOS と PFOA の検出状況の報告を求めました。その結果、2020 年度に 11 事業で暫

定目標値を超えていたものの、2023年度では3事業に減少し、2024年度9月末時点では目標値超過はないと報告されました。しかし一方で、回答があった事業者の約4割でそもそも測定が行われていないのです。

表1 調査への回答状況及び水質検査の実施状況

	事業数	回答数		
		回答総数	検査実績	
			有	無
上水道事業	1,291	1,291	1,113	178
水道用水供給事業	88	88	83	5
簡易水道事業	2,376	2,216	1,031	1,185
合計	3,755	3,595	2,227	1,368

検査を実施していない理由について、205事業者が「水道法上の測定義務がないため」と回答しています。さらに社宅などに配水する自家用の専用水道では8177件のうち検査実績があるのは1929件にとどまり、暫定目標値超過も42件を数えています。このような状況を鑑みれば、施行日を1年先にしているのか疑問に感じます。

#### ④ 河川や地下水の

##### 環境基準や工場・事業場からの排出基準は？

水道水に基準を設けるのであれば、取水する河川や地下水にも環境基準を設定しなければなりません。ところが、2020年5月に要監視項目に位置付けられ、自治体による計画的な測定が行われるようになってはいるものの、環境基準にする動きが見えてきません。

また、各地の汚染源に対策を求めるためには、工場・事業場に排出基準を設定しなければなりません。この動きも見えてきません。排出基準設定のためには、いろいろな業種の事業場の実態調査を行わなければなりません。これには時間が

かかります。一刻も早く調査を始めるべきです。PFOSの汚染源として、泡消火剤を利用してきた在日米軍基地や自衛隊の基地が指摘されていることが、及び腰の原因なのでしょうか。

#### ⑤ 汚染源である廃棄物対策を急ぐべき

昨年6月号の記事では、兵庫県の明石川の汚染は安定型産廃処分場が汚染源の一つであると報告されています。

安定型処分場には集水設備も排水処理設備もなく、廃棄物と接触した水はそのまま地下に浸透して流れていきます。安定型処分場で処分可能な廃プラスチック類、金属クズ、ガラスくずなどがPFOA汚染源となっていると考えられます。

安定型処分場は、PFOAが問題になる前から環境汚染が問題になってきました。日本弁護士連合会は、2007年に廃棄物処理法を改正して安定型処分場の区分をなくすよう提言を行っています。中央環境審議会の関連部会でも議論が行われましたが、2010年に中環審廃棄物処理制度専門委員会は問題を「更に検討していくべき」と先送りしてしまいました。

環境省は、「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を2022年に公表して、適正な処理を排出事業者に求めています。適正な処理方法を示しただけにとどまっています。強制的な規制ではないため、そのとおりに処理代金が高くつく排出事業者が素直に従う保証はなく、実効性は乏しいと考えられます。有害廃棄物（特別管理産業廃棄物）に位置付けて法規制をかけるべきです。（25.1.21）

## 2025年度会費のお願い

年会費（一口）個人 4,000円 団体 10,000円（何口でも可）

環瀬戸は36年目に入りました。環瀬戸の活動は主に、皆様の年会費とカンパで賄われています。2025年度会費（25年4月～2026年3月分）の納入をお願いします。カンパ大歓迎です！

会費等振込先 郵便振替 口座番号 01600-5-44750 名義 環瀬戸内海会議  
他の金融機関からのお振込みは、ゆうちょ銀行 169店 当座 0044750 カンセトナイカイギ まで

# 吉備中央町 PFAS汚染問題の経過と課題

円城浄水場 PFAS問題有志の会 小倉博司



## 24.12.1 放映 NHKスペシャル「追跡 PFAS 汚染」でインタビューに応じる小倉博司さん

岡山県のほぼ中央に位置し、約 5000 世帯 10000 人が暮らす吉備中央町。静かな自然豊かな山間の町で、突然発覚した PFAS 汚染問題。1 年が経過した昨年 11 月 25 日、全国で初となる公費による血液検査が実施された。私たち有志の会（円城浄水場 PFAS 問題有志の会）は、汚染の事実が公表された 2023 年 10 月 16 日以降、町の隠蔽体質の改善や原因究明、公費による血液検査、水道料金の返還などを掲げて活動を展開した。署名や自主的な血液検査、要望書や請願などの取り組みの成果として、水道料金の返還、公費による血液検査を町に実施させることが出来た。これは私たちにとって当然の要求で、その意味では「はじめの一歩」として評価しているところだが、今後の課題も多岐にわたり山積している。

### 第一は、血液検査の今後だ。

円城浄水場の水道水を利用していた住民は、約 500 世帯 1000 人だ。さらにその周辺で水を利用していた方々を合わせると約 2000 人余に上る。2024 年 11 月 25 日からの血液検査で受診した方は、13 歳以上 644 人、2 歳～12 歳 65 人となっている。町は今後随時受診者を募ると言っているが、私たちも出来るだけ多くの住民の皆さんに受診して

頂きたいと願っている。さらに、発がん性やコレステロール値の上昇などが指摘され、体内に長期間とどまる物質である PFAS、血液検査の結果を第一歩として、長期的な健康観察を充実させて欲しい。とりわけ、健康に不安を持つ被害者には、腹部エコー検査を含む外来受診を用意し、フォローアップ体制を整えていくことが大切だ。行政の中に全国的な指針もなにも無い中で、町が主体的に血液検査後のロードマップを明確にし、「住民に寄り添う」と言うことの具体的なメッセージを出すことが、PFAS 汚染に立ち向かう決意として必要と考える。



また、国の基本的な姿勢は「知見が無い」を脱していない。昨秋、岡山県医師会が PFAS 外来に対応するセミナーを開催しているが、講師の中山祥嗣氏（国立環境研究所）は、「知見が無い」ことを理由に「不安を煽る」と、ここに来て血液検査に消極的な考え方を主張し、参加した医師たちに不安を広げている。

ただ、少しずつだが変化もある。環境省の自治体向け手引きにこれまでであった「血液検査は不安を煽る」が、今年度から削除された。さらに、水に対する規制値の法制化も検討され始めている。

### 第二は、原因究明と責任の明確化だ。

町が設置した第三者機関「原因究明委員会」は、

「原因は資材置き場に置かれた使用済み活性炭と考えることが妥当」と結論づけた。使用済み活性炭を長期に渡り放置していた町内の会社が第一原因者であることは明白だ。しかし、この会社は活性炭の製造・販売を行っている会社で、PFOAは製造していない。基地もPFOAを製造・使用する会社も工場も無い地域に、PFOAはいつ、どこから、どのような経路で持ち込まれたのか。この疑問が解決されない限り汚染の全容はわからないし、汚染にストップをかけることもできない。

報道によると、第一原因者の活性炭会社がサンプルとして保管していたものの成分と、大阪・摂津市のダイキン工業付近の井戸水から検出された成分がほぼ一致したという。

汚染の本丸が少しずつ透けて見えてきた。PFOAは2019年、製造も輸出入も国際条約で禁止されている。製造や使用に関わった企業は、適切に廃棄を実行してきたのか。まさに、「事後処理」が問われているのだ。法律の規制が無いことで責任を放棄し、汚染に向き合わないとしたら企業価値もなにもない。まさに、企業や関連会社の社会的責任が問われている。

### 第三は、国・県・町など行政の責任だ。

2023年11月、WHOの内部機関IARCはPFASのなかのPFOAを、アスベストやダイオキシンと同じレベルの「人に対して発がん性がある」という分類1に引き上げた。欧米各国が規制強化の動きが続くなかで、日本においては「知見が無い」と消極的だ。ちなみに、2021年環境省が国内119名の調査においては、PFOAの血中濃度の平均は2.2ng/ml、吉備中央町で2023年11月、有志の会が行った27名の血中濃度のうち、PFOAは平均171.2ng/mlである。国内に濃度の基準値はないが、米ガイダンスの基準では、2ng/ml以下で健康に影響はない、20ng/ml以上では、脂質代謝異常の検査、甲状腺ホルモンの検査、腎がんの徴候や症状の確認、精巣がんや潰瘍性大腸炎の症状の評価を勧めるとある。日米でこれほどの認識の差があることに驚くばかりだ。「知見が無い」を繰り返すの

はまさに無責任。国こそが責任を持って汚染地域の調査をまずは行うべきだ。また、2019年国際的に製造も輸出入も禁止されているPFOAが、5年を経過して全国に汚染を広げている実態は、国が法的な規制を行わず、製造や使用した企業に「事後処理」という適切な指導を怠った結果だ。水だけにとどまらず土壌など自然環境への影響を考慮した規制と廃棄のあり方も詳細を早期に決定しなければ、汚染は止まらない。県も同様であり、管理する河平ダムは、PFOA汚染により環境もダムの利水も機能を失っている。国と県、町は一体的に、行政の責任として汚染企業を調査し、明らかにし、その責任を問うべきだ。

### 第四に、汚染に終止符を打つ対策の早期実施を何としても実行しなければならない。

町の「原因究明委員会」のボーリング調査の結果によれば、フレコンバッグがおかれていた資材置き場の表層や地中7~8mからは、今なお極めて高濃度のPFOAが検出され、雨水で溶解したPFOAは沢を伝いダムに注ぎ、2023年10月1100ng/L、2024年8月1600ng/Lと、ダムは汚染され続け、下流域にもPFOAを放出し続けているのだ。行政も企業も汚染を放置することは許されない。

ただ、汚染の終止符と自然環境の回復には莫大な費用が必要となる。第一原因者の活性炭会社にだけ責任を負わせてすむ話では無く、それは筋違いでもある。それは、長期に渡って汚染を放置することにもなりかねない。PFOAの製造や使用、運搬や廃棄に関わった全ての企業と適正な規制を行わなかった行政が、応分の責任を負うことこそ最も早い解決策だと私たちは考えている。まずは、解決に向けてそれぞれが話し合いのテーブルにつくことから始めよう。

私たちは、「PFAS基金」(仮称)の創設を提案する。私たちは、基金創設に向けて全力で世論形成を展開する。私たちは、「誰も責任を取らず被害住民だけが取り残される事態だけは許されない。」と考えている。(25.1.9)

血液検査の結果について説明する山本町長（左）



岡山・吉備中央

# PFAS血中濃度「高い」

## 709人公費検査 9割近く米基準超

岡山県吉備中央町上田西の円城浄水場から発がん性が指摘される有機フッ素化合物（PFAS）が検出された問題で、町は28日、昨年11、12月に住民ら709人を対象に実施した全国初の公費による血液検査の結果を公表した。PFASのうち代表的な物質のPFOAの値は最大で1ミリアダり718・8ナノ（ナノは10億分の1）、平均で135・6ナダだった。（3、29面に関連記事）  
PFASの血中濃度については国の基準値がなく、

岡山県吉備中央町は1月28日、昨2024年11月から12月全国初の公費により実施した、住民のPFAS血中濃度を調べた血液検査の結果を公表した。

吉備中央町円城地区の水道水から発がん性が指摘される有機フッ素化合物（PFAS）が検出され、住民の強い求めによって実施されたものだ。住民は3年以上、何も知らされないまま、このPFASが混入した水道水を飲料水としてきた。

その結果は驚きだ。検査を受けた住民709人の9割近くがなんと、アメリカ基準を超えていたのだ。

PFAS血中濃度については国の基準がなく、水道水からの検査基準も検査の義務付けもいまだ明確にされていない。

全国的な問題だ。すでに市民団体による自主的調査の動きが、吉備中央町の他にも、兵庫県明石市・大阪府摂津市・岐阜県各務原市・愛知県豊山町・東京都多摩地域、そして沖縄県嘉手納町とその周辺で進んでいる。

自治体管理の水道水や米軍基地由来のPFAS汚染の実態を、早急にかつ徹底的に調べるのが第一だ。（ニュース編集担当 松本）

2023年	10月	円城浄水場で国の暫定目標値の最大28倍のPFASを20～22年度に検出していたと町が公表	
	11月	県の調査で浄水場近くの資材置き場に置かれた使用済み活性炭から目標値の9万倍となるPFASの検出が判明	
	9月	活性炭について町有識者委員会が「発生源と考えることが妥当」と結論付け、町に報告書を提出	
	24年	10月	岡山市が北区御津地区の三谷川流域でも目標値を超えるPFASを検出したと公表
		11月	町が全国初の公費による血液検査を開始
25年	1月	町が血液検査の結果を公表	

▼岡山県吉備中央町が公表したPFAS7種類の血中濃度  
単位=ナノグラム(1ミリリットル当たり)

	PFOS	PFOA	PFHxS	PFNA	PFDA	PFUnA	NMeFOSAA
最小値	0.2-55.7	0.2-718.8	0-6.2	0-58	0.1-11.8	0.3-14.7	0-0.4
最大値							
平均値	8.3	135.6	0.9	3.4	1.1	2.2	0

※住民らの血液検査結果を集計

日に開催。岡山大などに依頼してPFASの血中濃度と健康状態の因果関係を分析する。  
検査結果は希望して検査を受けた22歳65人、13歳以上644人のデータから頼藤教授が算出した。平均値はPFOAなど7種類の合計で151・5ナダ。PFASを巡っては米国の学術機関がこの7種類の合計が血液1ミリアダり20ナダを超えると健康リスクが高まるとの見解を示しており、20ナダ以上検出した人は9割近くを占めた。

血液検査について町は、当初受けられなかったり新たに希望したりした住民らの追加検査を1月25日に始めた。5年後にも検査し、健康への影響を長期的に調べる方針。町留陽庁舎で記者会見した山本雅則町長は「国は指針をしっかりと打ち出してほしい。健康面のフォローや（PFASが検出された）土壌汚染処理は自治体だけでは難しい」として国の対応を求めた。  
問題は2023年10月、円城浄水場の水から20年度以降、国の暫定目標値（1ミリアダり50ナダ）の最大28倍に当たるPFASを検出したと町が発表して発覚した。町は取水源を変更。町有識者委員会は町内の資材置き場に置かれた使用済み活性炭が「発生源と考えることが妥当」との報告書を提出している。  
県内では岡山市北区御津地区の三谷川流域でも目標値を上回るPFASが検出されたと市が昨年10月に公表した。環境省は基準値を超えた場合の改善を法律で義務付けることを大筋で決めている。（井上恭之）

岡山県吉備中央町でのPFAS問題を巡る経過  
院の頼藤貴志教授（疫学・衛生学）はコメントで「一般と比べて高いという結果も、住民説明会を2月16

# 30by30 の真の実現に向けて

## ～ 玉島の小さな団体の大きな取組み ～

たましま 干潟と鳥の会代表 西井弥生

現在、玉島ハーバーアイランド沖の46haでは浚渫土砂を利用した埋め立てが進められている。この埋め立て事業に関し、2006（平成18）年に実施された環境アセスメントには「かつて瀬戸内海に多く存在した干潟の減少に対応するため、10haの人工干潟を造成する」と記載されている。しかし、この人工干潟の造成計画は現在凍結されており、積極的な議論は行われていない。また、現在の計画平面図には「海浜」が護岸に沿うように描かれているだけで、具体的な自然再生の取組みは示されていない。

そのため、当会では岡山県への質問や、現地管理をする水島港湾事務所への申入れ、現地での保護活動に加え、周辺干潟のいきもの観察会など、啓発活動にも力を入れ取り組んでいる。

一方で、先般の生物多様性条約（CBD）COP16では、市民ネットワークにより生物多様性オフセットやクレジットに対する反対デモが行われた。この仕組みは、失われた自然環境を別の場所で「代償」という考え方などに基づいているが、その有効性や妥当性には疑問が多い。場合によっては自然環境への影響を相殺するどころか、さらに悪化させるリスクも含んでいるからだ。特に人工干潟については成功例が少なく、かつて藤前干潟埋め立て事業に際して環境省が示した見解\*では、「人工干潟が代償にならないばかりか、貴重な生態系の機能を失わせる可能性がある」と指摘されている。

こうした背景の中で、代償干潟の実現を求める私たちの活動は、一見矛盾しているように見えるかもしれない。しかし、COP15で掲げられた「30by30」という目標、あと5年で陸域と海域の30%を保全するという方針を達成するためには、現在形成されている生息地も積極的に保全することが必要だと考えている。

実際、2024年12月末までに、現地では世界的に希少なヘラシギをはじめとする多くの絶滅危惧種が確認されている。特に、コアジサシの繁殖や湿原性猛禽類であるチュウヒの越冬は毎年確認されており、これらの生物にとって重要な生息環境がすでに形成されていることがわかる。

自然環境は、その多くが人間の手で計画的に再現できるものではない。生物多様性に富んだ生息地は、複雑な環境条件が偶然に重なり、多様な生物にとって理想的な生育環境を提供している。このため、開発によって偶然形成された生息地を積極的に守ることは、「30by30」の目標達成に大きく貢献する手段となる。人工干潟の造成が困難である以上、すでに形成されつつある自然環境を適切に保護することが、環境保全と開発のバランスを保つ鍵となると考え、私たちは様々な活動を続けている。

当会では一緒に活動してくれる会員を随時募集しています！年会費等不要。お気軽にお問合せ下さい！！（西井：090-6101-0238）（25.1.21）

\* <https://www.env.go.jp/press/828.html>

（環境省：藤前干潟における干潟改変に対する見解について（中間とりまとめ概要））

### 《用語解説》

**生物多様性オフセット**とは、人間活動が生態系に与えた影響を、異なる場所に多様性を持った生態系を構築し、補償する環境活動である。英単語“offset”は補償・代償・相殺を意味する。

**生物多様性クレジット**とは、資金調達手段として考案され、生息地の生物多様性の価値や開発プロジェクトによる潜在的な影響を数値化し、クレジットまたは単位として売買するもの。

だが、執筆者・西井さんが指摘するように、世界中の環境市民団体からは、反対の声が圧倒的に多い。

（ニュース編集担当・松本）

# 上関町の中間貯蔵施設建設計画の今

原発いらん！山口ネットワーク会員・環瀬戸内海会議幹事 三浦翠

2023年8月1日、突然明らかになった上関町へ関西電力の核のゴミを持ち込むという中間貯蔵施設建設計画。町内外からの激しい抗議にもかかわらず、西哲夫町長は町の財政危機を理由に、議会で採決もせず中電による調査を認めた。

調査は、2024年4月23日から中電所有の上関原発用地で行われた。山林の一部を切り開き11本のボーリング調査が行われた。11月14日に調査が終了したが、結果の分析に6ヶ月程度かかるとされている。調査報告書で「適地」となれば、上関町に判断が委ねられるが、計画を進めるには県知事の同意も必要とされている。山口県知事は「調査中なので可否を判断する状況にはない」と明言を避けている。

当初から「なんで関西電力の核のゴミを山口県に持ち込むのか」「安全ならこんな遠くまで持ってくるわけがない」と全県的な反発は強い。2022年秋の上関町議選では、原発推進の7人・反対の3人が当選したが、2023年7月のアンケートでは、中間貯蔵に賛成は44.3%、反対は44.8%と拮抗している。

唯一例外は県議会だ。47人中41人の自民党会派がこの計画を強力に推進し、建設反対の請願のすべてを不採択にしている。「反対するのは感情論だ」と冷笑する雰囲気だという。そういった圧力のせい、当初懸念を表明していた周辺市町の首長の発言は鳴りを潜めた。

しかし、11月21日、平郡島の鈴木さんたちは反対の要望書を山口県知事と柳井市長に提出した。平郡島自治会が柳井市の全308自治会に呼びかけて、161自治会のアンケートの結果を集約した結果、7割が反対。各自治会の賛否の数の一つ一つ書き込んだもので、井原柳井市長も「重いもの」とコメントした。市長選への配慮もあっただろうが。

光市の芳岡新市長は前市川市長続いて、議会で「中間貯蔵施設計画は街のイメージに悪影響を与える」と、明確に反対を表明している。

田布施町では、連合婦人会が立ち上がって3000筆以上の反対署名を集め、町議会に請願を提出したが、町議会はこれを廃案。2025年2月2日の町議選で議会をひっくり返そうと6名の新候補を立てている。

宇部市では、11月30日に中間貯蔵反対の集会とパレードを70人で行った。11月10日には周南市で末田一秀さんの講演会を開催、70人が参加。この会を主催した「中間貯蔵施設を考えよう周南の会」は12月26日周南市長に申し入れをし、当日会わなかった藤井市長に文書での回答を求めている。

上関原発に反対する5団体では12月23日、周辺2市3町に申し入れ。国の原子力政策が完全に行きづまっていること、もし建設されると大規模な自然破壊が起こることなどを訴えた。翌日会議を開いた柳井・田布施・平生・大島の市長・町長は、中電の調査結果を待たず国の説明を求めることを決めた。

2025年をどんな年にして行くのか。とにかく決してあきらめないことを誓います。(25.1.10)

## 訃報

長らく環瀬戸幹事として活動を支えていただいた田島義介氏が、お亡くなりになりました。

昨年12月、阿部元共同代表あてに届いた奥様・きよ子様からのお便り(一部)を紹介し、お知らせするとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

田島義介は11月24日、肝内胆管がんで死去しました。81歳でした。生前は環瀬戸内海会議でお世話になりました。ありがとうございました。故人は生まれ育った瀬戸内海を守ることを使命のように思い、入院中の身で七月の光市での総会\*に参加したがついていました。

どうぞ皆様にもよろしくお伝えください。

\* 24年7月光市で開催した第35回総会

## 『瀬戸内法 50 年-未来への提言-』その後

～ 漁協調査のフォローアップから・・私たちにもできること ～

環瀬戸内海会議副代表 西井弥生

『瀬戸内法 50 年』の刊行からあつという間に半年が過ぎ、漁協への聞き取り調査からは早くも 1 年半が経過した。今回、笠岡市漁業協同組合と黒崎連島漁業協同組合へようやく伺うことができ、改めて悲鳴のような現状をお話いただいた。

具体的に行政への要求として、以下のことが挙げられた。

- ・小売店は配送費などにあわせて値段を変えているようだが、仕切り価格を決める仕組みを変えないと（漁業者は）苦しい
- ・底質改善の可能性として、アマモだけでなく地域の海にあった藻場再生の検討が必要
- ・1～2月にケタ漕ぎ（かぎ爪のついた船で海底を曳く）したい。漁獲はないためボランティアになるが底質改善につながるのでは。高騰する燃料代の補助など、自治体が応援してくれるとありがたい
- ・河口付近で取水した栄養分を肥料（浄水ケーキ）として売っているがそれを海に撒いてほしい、もしくは工業用水として取水した以外の水はそのまま流してほしい

目の前に広がる瀬戸内海は、漁業者の生活の場であり、海の生きものが命を育む貴重な場所でもある。海の恵みは文化や未来、そして私たちの命とも深く結びついている。その環境を守り、さらに良くしていくことは、私たちの責任であり、決して諦めるべきではない大切な使命である。

今、私たちにもできることは、あまり気負わず、むしろ気軽に行政に意見を伝えることではないだろうか。漁業者や地域住民の声が集まれば、行政はそれを無視できないはずだ。行政が現場に足を運ばない理由は分からないが、私たちから積極的に情報や意見を届けることが解決への第一歩であると思う。幸い、瀬戸内海には環境保全に関する計画が各都道府

県には環境基本計画が存在している。それらに記載されていることを、「なぜ実行しないのか？」と尋ねるだけでも、意外に大きな効果を生むかもしれない。

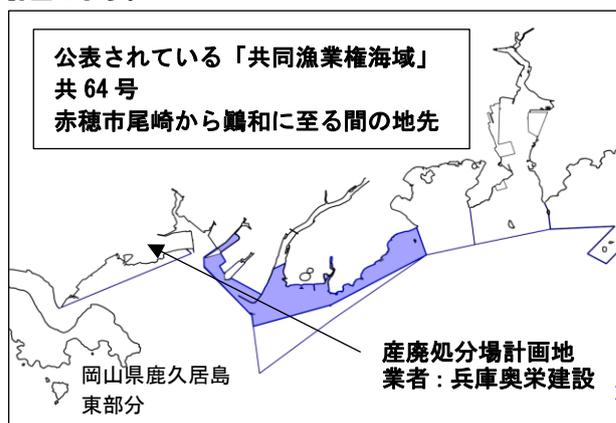
このような提案や意見を直接行政に伝えることは、それほど難しくなく、私たちにもできる小さな一歩である。この一歩が大きな変化を生む、ということを信じている。

手遅れとは言いたくない。今、私たちはギリギリのラインに立たされているのではないだろうか。何もしなければ、数年後に今私たちが想像している 50 年後の状況を目の当たりにするかもしれない。この危機感を共有し行動を起こすことこそが、未来に向けた大切な一歩なのだ。そして、積み重なった声が大きき力となり、瀬戸内海の未来を守るための大きな一歩につながると信じている。

環瀬戸内海会議では、各漁協に改めてフォローアップ調査を行い、行政に届けていく、という案が話しあわれています。ぜひ皆さんにも参加していただきたいので、ご希望の方はお気軽に環瀬戸事務局までお知らせ下さい！！（25. 1. 21）

## トラストニュース84号の訂正

前号 84 号 18 頁右欄の図、産廃処分場計画地の位置表示に誤りがありました。地元から指摘を受け、以下のように訂正します。



# 奄美からの土砂搬出阻止で辺野古埋立てを止めよう

—— 環瀬戸が奄美大島とつながって「辺野古土砂全協」が誕生した ——

辺野古土砂全協共同代表・環瀬戸内海会議顧問 阿部悦子

## ●環瀬戸内海会議と奄美大島

昨、2024年5月、「辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会」（土砂全協）は、第10回総会を沖縄県うるま市で開催した。土砂全協の発足は2015年だが、その発端は2013年5月、姫路での環瀬戸内海会議第24回総会での報告、議論からだった。当時防衛省は辺野古埋立てのための土砂を沖縄県外6県から搬出するという計画を公表していた。県外の土砂の量は埋め立て量の3分の2を占めており、その候補地の一つが香川県小豆島だったのだ。

私たちは辺野古の生物多様性の宝庫、珊瑚の海辺野古の軍事利用のための埋立て計画に反対する者だが、その土砂が瀬戸内海からも運ばれることに衝撃を受け、この問題に取り組むことを決めた。折しもこの総会のオプションツアーとして、採石のために無残に裸になった家島群島西ノ島の視察を行っている。そこでこの年末12月には沖縄県、防衛省、環境省に「辺野古埋立ての為に瀬戸内海の土砂を使わないよう」申し入れた。

同時期に辺野古土砂問題で動き出した団体があった。「自然と文化を守る奄美会議」（代表、大津幸夫・故人）だ。翌2014年1月、私は奄美会議の要請で奄美大島に行き、環瀬戸内海会議の取り組みを報告し、環瀬戸と奄美会議との連携を約束して帰った。そして、2月には両会の共同で防衛省、環境省に申し入れ行動も行った。そんな経緯があって、2015年5月に西日本から7団体が奄美大島に集まり、「土砂全協」の発足集会が行われたのだ。

## ●市・戸玉集落、40年に渡る採石場からの受難

その総会の前々日に奄美会議のお世話で、土砂採取により土砂崩れで奄美市中心部への一本道が度々ふさがれた過去がある市（いち）集落を訪問、集落全面の海が土砂の流入によって白く濁り、珊

瑚に20cmもの厚みのシルトが積もった海の観察会を行った。潜水調査してくれたのは北海道大学の向井宏さんと日本自然保護連合の安部真理子さん。市集落公民館で行われた「報告会」では、向井教授は「生物が生息できない死の海だ」と。伊勢エビなど沢山の魚介類がいた海、子どもたちが遊んだ海が失われていることを改めて確認した集落の人々の深刻な様子が今も思い出される。土砂全協はこの体験を基に市集落の団体の加盟もいただいて今日まで活動してきた。

昨年10月には、市集落の隣、戸玉（とだま）集落の公害被害を聞くために、区長の浦口一弘さん（70歳）のお宅でお話を聞いた。この集落は採石場の直下で積出港に隣接する位置にあり、粉塵、騒音、振動の被害に40年近くも悩まされてきた。2004年には碎石の山に大きな亀裂が何本も入り、行政から「避難命令」が出て、集落の人々は95日間も公民館などで暮らした経験もある。辺野古への土砂搬出でこの集落が名指しされており、そうになると、今後15年も20年も苦悩が続くことになる。「最後の闘いにしたい。辺野古にならって海で抵抗するためにカヌーを5隻借り受けて準備している」とも言われた。

## ●土砂採取地は防衛省に翻弄されてきた

2015年、土砂全協発足時には、沖縄県外からの土砂搬入を計画していた防衛省は、2021年の「設計変更」で搬出地をシフトさせ、「土砂は沖縄県内で必要量は確保できる」と言い、特に南部地区には岩ズリ必要量の2倍近い土砂があるとも公表した。しかし、沖縄県民の遺骨混じりの土砂への根強い反対の声と全国200自治体以上の反対決議によって、昨年国はその変更を余儀なくされたかに見える。そして4月、防衛省が土砂採取地を奄美

大島に絞っているとの報道があり、ついに9月、奄美大島の採石場の現地調査に入ったのである。

「2025年にも辺野古への搬入を始める」とも語っている。

### ●沖縄県の「土砂条例」と

#### 防衛省交渉、沖縄県議会への陳情

県外からの土砂はまだ一粒も辺野古埋立てには使われておらず、南部の遺骨混じりの土砂搬出も中止の方向に追い込んできた。土砂全協も10年間で62万筆の反対署名提出を初め、防衛省交渉等を通じ、「特定外来生物対策」などで迫りしてきた。さらに沖縄県の「土砂条例」がこれまで大きな役割を果たしてきたとはいえ、「命令」ではなく「行政指導」に終わっている点などの改善を求めて沖縄県議会にも陳情などを繰り返してきたが、自民党などの反対意見に阻まれて実現しないままだ。

### ●奄美大島からの土砂搬出を止めよう

このような中、奄美大島からの土砂が最大大型トラック250万台にもなる搬出計画が進んでいるのだ。この量は何と、辺野古に投入予定の3分の2の量になる。次は奄美大島の土砂搬出を止めよう！軍事要塞化する奄美大島には日米共同軍事訓練が容赦なく行われ公道を軍事車両が走る風景が既にあり、その上に250万台もの土砂を積んだ大型トラックを走らせていいのだろうか。

奄美の土砂を辺野古埋め立てのために搬出する？！大手マスコミもほとんど取り上げず、辺野古に関心を持つ全国の人々にさえも伝わっておらず、防衛省の目論見を知る人は少ない。



2024.12.7 辺野古ゲート前の県民大行動に700人が。その場を借りて、奄美土砂辺野古持込みに反対して全国署名に協力を呼びかけました。



## 全国署名開始を発表

### 辺野古土砂反対協 奄美搬出で

辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会が4日、県庁で記者会見を開き、奄美大島からの土砂搬出に反対する全国署名を始めたことを発表した。11月20日から約2万通の署名用紙を全国関係団体へ郵送している。問い合わせや追加要望があるため、3万枚を追加で用意し準備ができ次第、署名希望があつた個人や団体に郵送する予定。

会見を開いた全国連絡協の阿部悦子共同代表は「採石場近くにある奄美の集落では40年近く、作業によって海に赤土が流出し、深刻な環境被害を招いている」と指摘。2004年には採石場の山

に亀裂が入り、周辺住民が3カ月間も避難する事態もあつたという。「土砂が沖縄に搬入されれば、特定外来生物が持ち込まれる。新基地を造らせないことに加え、生態系の破壊を招くことも訴えていきたい」とした。会見に同席した沖縄平和市民連絡会の北上田毅さんは「(激戦地だった)南部の土砂も、奄美の土砂も使わせないと強調した。」

(玉城文)

### ●奄美からの土砂搬出反対全国署名にご協力を！

私たち土砂全協は、「奄美からの土砂・石材を辺野古に搬出を止める」全国署名を提起し、多くの市民・団体に協力を呼び掛けている。全国署名の展開によってこのことを広く知らせ、署名活動を広げていきたいと思う。

奄美大島からの土砂搬出を止めることが、「辺野古埋立て」を止めることになることを、肝に銘じよう。**3月末を第二次集約期限に全国署名を進めています。署名にご協力ください。**

署名用紙をご希望の方は、阿部までご連絡をお願いします。(25.1.25)

阿部悦子 携帯 090-3873-8332  
メール hibi\_etsuko@yahoo.co.jp

☆☆☆ 環瀬戸内海会議第 36 回総会（予告） ☆☆☆

環瀬戸内海会議第 36 回総会は、7 月 12 日（土）・13 日（日）に、広島県三原市で開催予定です。

「ストップ！「安定型」産廃処分場～廃棄物処理法の改正を！！」をテーマに、三原・竹原で活動をしておられる皆さんにも参加していただき、「安定型」と呼ばれる処分場の何が問題なのか、運動をどう進めていけばよいのか、一緒に考えてみたいと思います。現場の視察も予定しています。第 36 回総会開催要項は次号でお知らせします。今からあなたの予定表に入れておいて下さい。

➤ 各地から

- ・上関原発を立てさせない山口大集会  
3月22日（土）10：00～14：00  
山口県維新百年記念公園
- ・岡山御津西日本アチューマツト産廃処分場  
許可取消請求行政訴訟控訴審判決言渡し  
判決後、報告集会  
3月25日（火）14：30～ 高裁岡山支部  
岡山市御津地区ではさらにもう一つ、産廃業者・NS 日進の産廃場許可取消を求め、岡山市を相手取った行政訴訟が係争中です。
- ・三原市本郷産廃処分場許可取消請求訴訟  
控訴審第6回口頭弁論  
4月11日（金） 広島高裁

➤ 書籍・資料の紹介

『瀬戸内法 50 年—未来への提言—』

環瀬戸内海会議：編著

2024 年 6 月 緑風出版刊 定価：3,300 円（税込）

購入希望の方は、青野 (akko.aono@gmail.com 090-4784-4587) までご連絡下さい。

勉強会などでご利用頂く場合、5 冊以上は 1 割引、10 冊以上は 2 割引とさせていただきます。

➤ 環瀬戸内海会議のロゴマーク募集

環瀬戸内海会議の名前や存在を広く知ってもらうために、ロゴマーク（またはシンボルマーク）を作りたいと思います。会員の皆さんからもご提案下さい。締切は 3 月末とさせていただきます。

ロゴマークの例：<https://logostock.jp/all/>

➤ 事務局からのお願い

・メーリングリストへの参加募集  
会員相互の情報交換や事務局からの連絡のために「環瀬戸内海会議メーリングリスト」をつくっています。随時参加の希望を募っています。メールアドレスをお持ちの方は是非ご参加下さい。参加希望の方は、青野 (akko.aono@gmail.com) までお知らせ下さい。

・各地からの・ニュースや記事をお寄せ下さい！  
会員の皆さんに伝えたい各地のニュースや活動、イベントの宣伝などの原稿を募集します。発行月の前月（1 月・5 月・8 月）末までに事務局あてにお送り下さい（紙面の都合上掲載できない場合もあります）。

瀬戸内トラストニュース第 85 号 2025 年 2 月 10 日／発行責任者 松本宣崇

環瀬戸内海会議 共同代表 湯浅 一郎（東京都） 石井 亨（香川県）

Eメール nmatchan@ms8.megaegg.ne.jp

HP アドレス <http://www.setonaikai-japan.net/>

会費等振込先 郵便振替 口座№ 01600-5-44750 名義 環瀬戸内海会議  
銀行など他の金融機関からのお振込みは、ゆうちょ銀行 169 店 当座 0044750 カンセトナイカイカイギ まで